

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生し、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受けると、被災自治体は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。

このため、人口減少や少子高齢化の状況を見据えながら、復興後に想定される居住人口や産業の規模に応じた復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、適切な規模でより良い復興を早期に実現するために重要な取組みである。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和5年7月末時点で着手率が約67%となり、取組みは一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

被災後に迅速な復興まちづくりを行うには、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって政府に対し、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月23日

河内長野市議会